

見附市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第15号

見附市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

見附市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年見附市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、これを再任することができる。

第9条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「する」を「するものとする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「この場合において」を「前項の場合において」に改め、「取扱い」の次に「(審議の対象としない場合にあつては、その理由を含む。)」を加え、同項前段を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(運営上の留意事項)

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

意 見 書

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付 年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付 年 月 日	
(意見取りまとめ者を經由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い 記 名 ・ 匿 名		

見附市消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び福利厚生 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。
 必要な資料があれば添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。